

令和3年9月

第119回丹波市議会定例会議案書

議案第66号

中型ノンステップバス車両購入契約の締結について

中型ノンステップバス車両購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物品名 | 中型ノンステップバス車両 |
| 2 | 台数 | 1台 |
| 3 | 契約金額 | 23,720,070円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,156,370円) |
| 4 | 契約の相手方 | 名称 氷上自動車工業 株式会社
代表者 代表取締役 池上 秀男
所在地 兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1 |

議案第67号

丹波市過疎地域持続的発展計画の策定について

丹波市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議決を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

議案第68号

丹波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

丹波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって丹波市が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された産業振興促進区域(同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。)内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋、機械及び装置並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が

あった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税免除の可否を決定するものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により前条に規定する課税免除の決定を受けた者(以下「課税免除者」という。)又は課税免除者で期限の到来した市税を完納しない者がある場合においては、その者に係る課税免除を取り消すことができる。

(課税免除の承継)

第6条 課税免除者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出て、当該課税免除の承継を受けることができる。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、課税免除者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査することができる。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について

低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年丹波市条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

市有財産の無償譲渡について（宗教法人 賀茂神社）

兵庫県丹波市氷上町賀茂字宮ノ前1番2ほか1筆に係る市有財産（土地）を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

無償譲渡しようとする土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積（㎡）	譲渡の相手方
大字	字	地番			
氷上町賀茂	宮ノ前	1番2	原野	89	宗教法人 賀茂神社
氷上町賀茂	宮ノ前	1番8	ため池	92	
合 計（2筆）				181	

議案第71号

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結について

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物品名 | 小型動力ポンプ普通積載車等 |
| 2 | 台数 | 小型動力ポンプ普通積載車2台、小型動力ポンプ2台 |
| 3 | 契約金額 | 18,920,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,720,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 名称 株式会社 神防社
代表者 代表取締役 辻 真一
所在地 兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号 |

議案第72号

丹波市市営住宅藤野団地の廃止について

丹波市市営住宅藤野団地を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例(平成16年丹波市条例第59号)第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市市営住宅藤野団地
- 2 所在地 兵庫県丹波市市島町梶原988番地2
- 3 用途 市営住宅
- 4 廃止年月日 令和4年3月31日

議案第73号

教育用センターサーバ機器購入契約の締結について

教育用センターサーバ機器購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 教育用センターサーバ機器
- 2 契約金額 44,330,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,030,000円)
- 3 契約の相手方 名称 株式会社 システムリサーチ
代表者 代表取締役 山田 良作
所在地 兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地